

1月15日付けで、家庭用はかり JIS B 7613:2015 の検則引用を含む圧力計、濃度計、家庭用特定計量器等 15 器種に関する特定計量器検定検査規則並びに関係省令及び関係告示の一部改正・廃止が公布されました。

また、濃度計第一類の指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく品質管理の方法の細目が制定・廃止され、公示されています。

また、計量法関連の J I S 制定・改正に伴う検則及び関連省令の改正、関連する告示等の改廃に関するパブコメにつきましても本日、結果が公示されていますので併せてご案内いたします。

◎詳細につきましては経済産業省の計量行政のホームページ（下記 URL）で閲覧可能です。

「政省令等の改正履歴」

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/31\\_kankeihouki\\_seishorei\\_rireki.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/31_kankeihouki_seishorei_rireki.html)

「告示等の改正履歴」

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/31\\_kankeihouki\\_rireki.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/31_kankeihouki_rireki.html)

◎官報（号外第9号）はこちらで閲覧可能です。

<http://kanpou.npb.go.jp/20160115/20160115g00009/20160115g000090000f.html>

注）上記 URL は、30 日間しか閲覧できませんのでご注意ください。

◎パブコメ結果公示は、電子政府の総合窓口 e-Gov のパブリックコメントのページ（下記 URL）で閲覧可能です。省令改正等結果公示

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595115074&Mode=2>

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく品質管理の方法の細目（濃度計第一類）の制定案及び廃止

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595215018&Mode=2>